互助会報

平成30年度退職福祉部号

【医療費補助金】

【短期人間ドック利用助成金】

事業のご案内

【弔慰金】

【国内外研修旅行助成金】

【施設利用助成金】

この「退職福祉部号」は、年度1回の発行として、その年度の事業内容につきご案内をしております。

退職福祉部制度は一生涯の福利厚生事業となっており、事業に関する請求手続きや退職後の異動、変更内容に関する手続きなどを掲載しております。

退職福祉部に加入いただいております皆様へ唯一のお知らせとなりますので、ご家族の皆様も目を通していただき、会員様がこの退職福祉部制度に加入し、どのような事業の適用が受けられるのか確認いただければ幸いです。

お問い合わせは、下記までお電話ください。

発　行　(一財)高知県市町村職員互助会　〒780-0870　高知市本町5丁目3-20　高知共済会館内
TEL 088-824-1306（直）　TEL 088-823-3213（代）　FAX 088-823-5270
ホームページ　http://www.kochi-kyosai.jp/gojyokai/index.html

～平成29年度事業報告及び決算報告～

収入の状況(単位：千円)

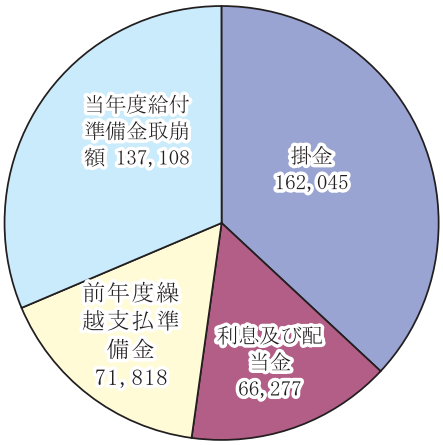

支出の状況(単位：千円)

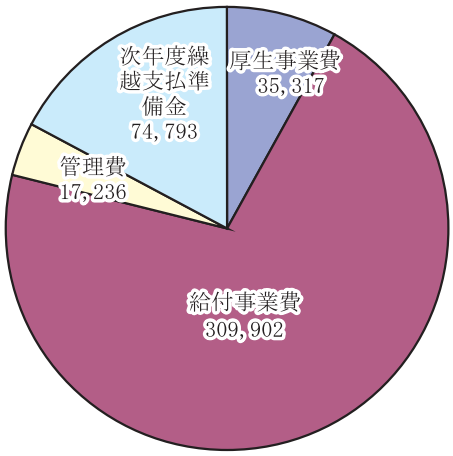

退職福祉部は、現職期間中にご本人の意思により加入（任意加入）された会員に、掛金を納めていただき、退職後一生涯に亘り、医療費補助金等の事業の適用を受けることができる制度となっております。

この事業の原資としては、現職中に納めていただいた掛金を準備金として積立て、その準備金により給付等の支出を行なっております。

29年度決算により、事業収入となります掛金については現職会員の減少に伴い、昨年度より約7,053千円の減少となりました。一方では、財源に大きく影響する利息及び配当金についても、高利率で運用を行っていた有価証券（国債・地方債・社債等）の満期償還が続き、償還後の運用においても厳しい状況が続いております。

平成19年度以降、収入を上回る支出が続き、本年度につきましても、137,108千円の給付準備金の取崩しにより補てんし、次年度繰越給付準備金は5,734,906千円となりました。

◆現職会員数と退職会員数

種別＼区分	28年度決算	29年度決算	比較増△減
現職会員数	6,339人	6,156人	△183人
配偶者現職会員数	2,863人	2,822人	△ 41人
退職会員数	9,459人	9,602人	143人
配偶者退職会員数	5,512人	5,538人	26人

◆事業収入

科目＼区分	28年度決算	29年度決算	比較増△減
掛金	169,098,528円	162,045,446円	△7,053,082円
利息及び配当金	69,000,560円	63,191,784円	△5,808,776円
償還差益	2,851,000円	3,085,000円	234,000円
計	240,950,088円	228,322,230円	△12,627,858円

◆事業支出

科目＼区分	28年度決算	29年度決算	比較増△減
医療費補助金	284,553,400円	296,612,900円	12,059,500円
弔慰金	8,150,000円	7,680,000円	△470,000円
返還一時金	4,805,370円	5,608,431円	803,061円
施設利用助成金	2,438,900円	2,619,453円	180,553円
短期人間ドック助成金	29,871,308円	30,424,085円	552,777円
研修旅行助成金	1,648,159円	2,273,161円	625,002円
計	331,467,137円	345,218,030円	13,750,893円

◆管理費

科目＼区分	28年度決算	29年度決算	比較増△減
職員給与	6,035,510円	2,456,260円	△3,579,250円
厚生費	2,112円	2,112円	0円
旅費	55,557円	15,186円	△40,371円
事務費	2,934,897円	2,620,730円	△314,167円
委託費	1,105,150円	1,121,825円	16,675円
委託管理費	2,107,296円	2,119,560円	12,264円
賃借料	2,952,469円	2,015,140円	△937,329円
普及費	286,500円	270,300円	△16,200円
負担金	2,557,104円	2,913,444円	356,340円
その他事務局経費	4,018,603円	3,701,934円	△316,669円
計	22,055,198円	17,236,491円	△4,818,707円

管理費の内訳は次のとおりです。

職員給与・・他業務との兼務により3名の職員が行い、うち１名分の給与を支出

事　務　費・・必要書類の印刷費、郵送料、電話代等

委　託　費・・医療費の自動給付にかかる情報提供料（医療費給付にかかる自己負担額等）

委託管理費・・会員管理や給付管理、給付等の処理を行うためのシステム保守費用

賃　借　料・・事務室料と機器のリース料

普　及　費・・会報等の作成費

負　担　金・・システム改修費用、給付送金手数料等、職員の労働保険料等

その他事務局経費・・光熱費、消費税、保険料

退職福祉部では、一生涯の福利厚生を行うため5年ごとに再計算を行い、必要とあれば財源や事業の見直しを行っております。医療費改正等の収支状況も見据えた中で会員の負担を軽減できる形で運営を考えておりますが、現在、掛金を納めていただいている現職会員の方が退職をされた後も、現行に近い制度維持ができるような見直しを検討していきたいと考えております。今後とも、会員の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

会員の皆様およびご家族の方へ

退職福祉部は、県下の市町村役場および一部事務組合等や公立学校（市町村より給与を受けていた方）にお勤めされていた方やその配偶者の方で、退職会員及び配偶者退職会員の資格を取得された方に対して給付等をおこなっております。

次の内容に該当する場合は、退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

なお、医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金に関しましては、その事由が発生してから満２年をもって消滅いたします。請求の際は、ご注意ください。また、医療費補助金の自動給付方式の場合も、２年の時効は同様の取扱いとなりますので、対象となる給付が６ヶ月以上、送金されない場合は、互助会までお問い合わせいただきますよう、お願いいたします。

各事業の詳細につきましては、次により各ページをご覧いただき、ご確認ください。

◇病院や薬局で医療費を支払ったとき
…… 5～9ページ

◇契約施設で宿泊されたとき
…… 10ページ
（指定宿泊施設一覧表12～14ページ）

◇３泊４日以上の旅行に行かれたとき
…… 10ページ

◇お亡くなりになられたとき
…… 10ページ

◇人間ドックを受けられるとき
…… 15ページ

また、給付をおこなうためには会員の方のご住所や送金指定口座及び加入されている健康保険を登録する必要があります。そのため、次の変更があった場合は届出が必要となりますので、必ず退職福祉部までご連絡をお願いいたします。

◇住所・連絡先が変わったとき
◇金融機関を変更されるとき
◇氏名が変わったとき
◇健康保険証が変わったとき
◇後期高齢者になられたとき

※後期高齢者医療制度に変更になられる場合は、75歳の誕生日の月はじめに手続きをお願いする文書を送付します。
なお、75歳以前に後期高齢者医療制度に変更になられた場合は、ご連絡をお願いします。

☆障害認定を受けられている方で、次に該当される場合はご連絡ください。

① 医療費の自己負担額が発生している場合で、退職福祉部からの給付が中断されている方。
② 医療費の自己負担額が発生していない場合で、退職福祉部からの給付の支給がある方。

病院や薬局で医療費を支払ったとき→医療費補助金・配偶者医療費補助金

1.給付の対象になるもの

健康保険証を使って医療機関等で治療等を受けたときに支払った自己負担額が対象となります。保険外の自己負担額については対象となりません。ただし、コルセット等の療養費払いについては対象となりますので、「領収書の写し」、「装着証明書の写し」、「保険者負担分の金額が証明できる書類」を添付して請求してください。

【給付の対象となるもの】

＊　健康保険証を使った治療費等の自己負担額。
＊　コルセット代等の療養費払いをしたもの。

【給付の対象とならないもの】

＊　入院時食事代および居住費
＊　室料
＊　文書代
＊　予防接種
＊　その他保険適用外分

※介護保険をご使用の場合は、対象となりません。

2.給付の対象となる金額

国民健康保険法等による公費負担額を除いた自己負担額のうち退職会員は１件につき5,000円、配偶者退職会員は１件につき6,000円を超えた額を給付します。ただし、最低給付額が500円のため、１件につき退職会員は5,500円以上、配偶者退職会員は6,500円以上自己負担したときに給付の対象となります。

☆　１件の取り扱い（国民健康保険法等による）について
　① 暦月ごとに計算。（月の初日から月末までを1ヶ月として計算します。）
　② 医療機関ごと、入院･外来は別々となります。総合病院で複数の科を受診されたときは合計して1件としますが、総合病院での歯科診療は、一医療機関と見なします。
　③ 調剤薬局分は、医療機関とは別です。（処方箋を発行された医療機関ごとになりますので処方箋発行医療機関の記載がない場合は書き添えてください。）
　ただし、調剤薬局分と処方箋を交付した医療機関の医療費を合算したときに、高額療養費の該当になる場合は合算して１件として取り扱います。
　※　前期高齢者（70歳から74歳）及び後期高齢者医療制度の方（75歳以上またはある一定の障害がある65歳以上）につきましては、外来合算額・世帯合算額に該当した場合、住民税課税区分により１件の取り扱いが異なってきます。

☆　100円未満の端数は切り捨てます。

☆　保険者より附加給付等がある場合は、更にその額を差し引きます。（附加給付がある場合は、内容につきお知らせください。）

☆　退職福祉部の給付対象上限額は72,300円です。
住民税課税区分や年齢により上限額は、異なりますので、次表をご確認ください。

〔70歳未満〕

区　分		給付対象上限額
アイ	年収約770万円超 健保：標準報酬月額53万円以上　国保：年間所得600万円超	72,300円
ウ	年収約370万円～約770万円 健保：標準報酬月額28万円以上53万円未満　国保：年間所得210万円以上600万円未満	72,300円（44,400円）
エ	年収約370万円未満 健保：標準報酬月額28万円未満　国保：年間所得210万円未満	57,600円（44,400円）
オ	住民税非課税者	35,400円（24,600円）

◎　（　）は過去12ヶ月以内に高額療養費に該当した場合の、4回目以降の自己負担限度額です。

◎　退職福祉部の給付額は、上記給付対象上限額までの自己負担額から、退職会員は5,000円、配偶者退職会員は6,000円を差し引いた額となります。

◎　高額療養費（※注１）については各保険者への請求となりますので、加入健康保険者にお問い合せいただき、ご請求ください。

ただし、「限度額適用認定証」（※注２）を提出する場合は、窓口負担額が高額療養費自己負担限度額となっておりますので、請求の必要はありません。

※ 複数の医療機関を受診すると、請求が必要な場合があります。

◎　上記給付対象上限額は、退職福祉部における上限額ですので、高額療養費とは異なります。

※「区分ア・イ・ウ」の方の高額療養費自己負担限度額は、80,100円以上で区分により計算されます。

（**※注１**）「**高額療養費**」とは

課税区分や年齢により異なりますが、高額な医療費の自己負担が一定額を超えた部分に払い戻される制度です。健康保険診療以外の自費診療や入院時の食事代・居住費・室料等は含まれません。

（**※注２**）「**限度額適用認定証**」とは

健康保険証とあわせて「限度額適用認定証」を薬局や病院窓口に提示することで、支払額が高額療養費自己負担限度額までとなります。

手続きについては「限度額適用認定証」の申請が必要ですので、健康保険証の保険者（市町村の国民健康保険の方は市町村役場、協会けんぽの保険証の方は全国健康保険協会等）にお問い合わせください。

【計算例】

平成 30 年 8 月に本人が外来として、A 病院で 5,000 円、B 調剤薬局で 8,500 円、配偶者が C 病院で入院し 60,000 円、外来として C 病院で 4,500 円を自己負担した場合
※高額療養費が該当となった 1 回目の場合で計算しています。

- 外来(A 病院)　給付対象外の自己負担額です。
  ＋（本人）
- 調剤(B 調剤薬局)　8,500 円－5,000 円＝3,500 円
  ＋（本人）
- 入院(C 病院)　57,600 円－6,000 円＝51,600 円
  （給付対象上限額）＋　（配偶者）
- 外来(C 病院)　給付対象外の自己負担額です。
  ↓　（配偶者）

3,500 円＋51,600 円＝55,100 円
合　計　55,100 円給付

70 歳未満の給付金の計算
‥「課税区分エ」の場合

ポイント
課税区分エのため、C 病院の入院分（60,000 円）が、給付対象上限額を超えておりますので 57,600 円を基準とします。

☆平成 30 年 8 月診療から高齢者の高額療養費が変わります！

【70 歳以上(平成 29 年 8 月～平成 30 年 7 月診療)】

区　分	給付対象上限額	
	外来合算上限額	外来・入院合算（世帯上限額）
現役並み所得者	57,600 円	72,300 円（44,400 円）
一　般	14,000 円（年間上限 144,000 円）	57,600 円（44,400 円）
低所得者Ⅱ（住民税非課税者）	8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ（住民税に係る所得金額がゼロ 等）		15,000 円

【70 歳以上(平成 30 年 8 月診療～)】

区　分		給付対象上限額	
		外来合算上限額	外来・入院合算（世帯上限額）
現役並み	年収 約 1,160 万円～	72,300 円	
	年収 約 770 万円～1,160 万円	72,300 円	
	年収 約 370 万円～770 万円	72,300 円（44,400 円）	
一　般		18,000 円（年間上限 144,000 円）	57,600 円（44,400 円）
低所得者Ⅱ（住民税非課税者）		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ（住民税に係る所得金額がゼロ 等）			15,000 円

◎ 現役並み、上位所得者が年間所得によって3段階に分けられます。また、外来合算上限額がなくなります。

◎ 一般課税世帯は、外来合算上限額が上がります。14,000円→18,000円で4,000円増額となります。

70 歳以上の平成 29 年 8 月診療以降の給付の取り扱いについて

一般の外来合算上限額について、144,000 円の年間給付対象額を設けております。この 144,000 円は平成 29 年 7 月診療までの一般の外来合算上限度額 12,000 円の 12 ヶ月分とされております。当会としましては、この考え方を基準とし、12,000 円－5,000 円（会員本人控除額）＝7,000 円×12 ヶ月＝年間 84,000 円を年間給付上限額とします。同様に配偶者会員の年間給付上限額は 72,000 円です。

計算のしかた

【例】退職会員（73 歳：税区分一般）が平成 29 年 8 月診療～平成 30 年 7 月診療まで、毎月の自己負担合計額が 14,000 円を超えている場合

平成 29 年 8 月診療～平成 30 年 4 月診療までは毎月 9,000 円給付（9,000 円×9 ヶ月＝81,000 円）
平成 30 年 5 月診療は 3,000 円給付（年間給付上限額 84,000 円－4 月までの給付額 81,000 円＝3,000 円）
平成 30 年 5 月診療・6 月診療に対しての給付は 4 月診療給付額で年間給付上限額に達したので 0 円

【例】配偶者退職会員（76 歳：税区分一般）が平成 29 年 8 月診療～平成 30 年 2 月診療の期間、毎月の自己負担合計額が 14,000 円を超えていて、平成 30 年 3 月～平成 30 年 7 月診療の期間、毎月の自己負担合計額が場合 10,000 円の場合

平成 29 年 8 月診療～平成 30 年 2 月診療までは毎月 8,000 円給付（8,000 円×7 ヶ月＝56,000 円）
平成 30 年 3 月診療～6 月診療は 4,000 円給付
（年間給付上限額 72,000 円－2 月までの給付額 56,000 円＝16,000 円）
平成 30 年 7 月診療に対しての給付は 6 月診療給付額で年間給付上限額に達したので 0 円

【医療費補助金の計算方法について】

医療費補助金については、年齢・自己負担額・所得区分・課税区分により、計算方法が異なります。　**※６ページまたは７ページの上段の表を参考にご覧ください。**

次の【計算例】により、それぞれの区分による計算方法の一例を記載いたしましたので、参考にしてください。なお、下記の例は、同一世帯で同一の保険証（本人・配偶者とも国民健康保険、本人と配偶者が全国健康保険協会の被保険者と被扶養者、本人・配偶者とも後期高齢者医療制度加入者など）を使用している本人、配偶者とも福祉部加入の場合です。異なった保険制度に加入の場合は、個人ごとの計算方法となりますので、ご注意ください。

【計算例】

平成 30 年 8 月に夫（本人会員）が外来として、A病院で 10,000 円、B病院で 10,000 円、妻（配偶者会員）がC病院で入院し 90,000 円、自己負担した場合
※高額療養費が該当となった１回目の場合で計算しています。

＊夫・妻とも前期高齢者どおしまたは後期高齢者どおしで所得区分「一般」の場合

夫の計算
A病院 10,000 円＋B病院 10,000 円＝20,000 円
⇒外来の個人限度額は 18,000 円

＋

妻の計算
C病院は入院時の限度額が 57,600 円

世帯合算
18,000 円（夫）＋57,600 円（妻）＝75,600 円⇒世帯の自己負担額は 57,600 円なので
57,600 円-5,000 円（本人会員の控除額）＝52,600 円を給付

＊夫が後期高齢者、妻が前期高齢者で所得区分「一般」の場合

夫の計算
A病院 10,000 円＋B病院 10,000 円＝20,000 円⇒外来の個人限度額は 18,000 円なので
18,000 円－5,000 円（本人会員の控除額）＝13,000 円を給付

妻の計算
C病院は入院時の限度額が 57,600 円なので
57,600 円－6,000 円（配偶者会員の控除額）＝51,600 円を給付

ポイント
保険者が異なる場合は世帯合算できないので、それぞれで給付となる。

＊夫が前期高齢者で所得区分「一般」、妻が 70 歳未満の国保で所得区分「エ」の場合

夫の計算
A病院 10,000 円＋B病院 10,000 円＝20,000 円
⇒外来の個人限度額は 18,000 円

＋

妻の計算
C病院は入院時の限度額が 57,600 円

世帯合算
18,000 円（夫）＋57,600 円（妻）＝75,600 円⇒世帯の自己負担額は 57,600 円なので
57,600 円-5,000 円（本人会員の控除額）＝52,600 円を給付

3．請求方法

加入されている健康保険により、【自動給付方式】と【請求方式】の2通りとなります。
給付に関して、ご不明な点は互助会までご連絡ください。

【自動給付方式】

保険者から直接互助会に医療費情報の提供をいただき、医療費補助金を給付する方法です。ただし、自動給付はすべての健康保険制度に対応していません。下記の健康保険に加入されている方が「同意書」を提出することにより、自動給付の対象となります。

医療費情報の提供は、最短で診療月の3ヵ月後となっております。保険者や医療機関等の事情により、3ヶ月を超える場合がありますので、対象となる給付の送金がなく、診療月から6ヶ月を超えるようでしたら、互助会までご連絡ください。

－自動給付ができる健康保険制度－

＊　高知県内の市町村の国民健康保険（「同意書」の提出要）
＊　高知県内の後期高齢者医療保険（「同意書」の提出要）
＊　高知県市町村職員共済組合の任意継続組合員及びその被扶養者
＊　高知県市町村職員共済組合の被扶養者

高知県内の市町村の国民健康保険および後期高齢者医療保険の方で「同意書」の提出がない場合は、請求方式となります。

【請求方式】

上記以外の方で医療機関等にかかり、医療費補助金の給付の対象となったときには、所定の請求書に記入のうえ、領収書の添付又は請求書下段の証明欄に医療機関の証明を記入いただき、診療月の翌月以降に請求いただく方法です。請求書については互助会までご連絡いただければ郵送いたします。

●注意事項

自己負担額が70歳未満の方は35,400円以上、70歳以上の方は外来をすべて合計して8,000円以上、入院を含む場合は15,000円以上の場合は、次の届出が必要となります。

1．限度額適用認定証をお持ちの方…コピーをご提出ください。
　請求する医療費補助金の受診月が限度額適用認定証の有効期限内か確認してください。
2．限度額適用認定証をお持ちでない場合で課税世帯の方は、「課税・所得証明書」、就労されている方が加入する保険証を使用の場合は、就労されているご本人の標準報酬月額がわかるものもご提出ください。

なお、非課税世帯の方は、その旨ご連絡をお願いします。ただし、70歳以上の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の区分（低Ⅰまたは低Ⅱ）をお知らせください。

同じ保険証を使用している同一世帯の中で課税者がいる場合は課税世帯となります。

お亡くなりになられたとき → 弔慰金

当会へご連絡ください。「弔慰金請求書」を送付します。必要事項をご記入の上、添付書類(お亡くなりになった会員及び請求する遺族との続柄が確認できる書類)とともに当会まで返送してください。

＊退職会員となって　1年以内の死亡・・・・・・・100,000円
2年以内の死亡・・・・・・・50,000円
2年を超えての死亡・・・・・30,000円
＊配偶者退職会員・・・・・・・・・・・・・・・・・・20,000円

4日以上の旅行に行ったとき → 国内外研修旅行助成金

高知県内の旅行は対象となりませんが、高知県外のご旅行については、国内外を問わず、3年度に1回を限度として助成があります。ただし、旅行最終日から60日以内（請求書受付日を基準とします）の請求を厳守ください。60日を1日でも過ぎますと請求の権利が喪失します。

◎旅行の助成は次の条件をみたすものに限ります。
《条件》　①　旅行日程3泊4日以上　②　旅費1人60,000円以上
＊退職会員・・・10,000円助成　＊配偶者退職会員・・・5,000円助成

【請求方法】
請求書類…「国内外研修旅行助成金請求書」※ご連絡いただければ請求書を送付します。
添付書類
1．請求者の名前が記載された旅行業者等の領収書、旅行経費の確認ができる領収書
2．請求者の旅行滞在が証明できるもの（日程表、行程表、領収書等）
3．海外旅行で、ご本人確認及び滞在期間等が不明なときはパスポートの写し（写真部分及び日本の出入国スタンプの各頁）を提出いただく場合があります。

契約施設で宿泊されたとき → 施設利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が**当会の指定する保養宿泊施設を利用したとき**、1人1泊2,000円を助成いたします。（12ページ以降に指定宿泊施設を掲載しています。）

請求方法は、施設発行の領収書に宿泊者氏名と、住所または退職会員番号をご記入の上、当会へ送付してください。宿泊者が退職会員と配偶者退職会員の場合には、お二人の名前を記入してください。

なお、宿泊施設の詳細につきましては、直接施設にお問い合わせください。（連泊の宿泊は7泊を限度とします。）

～請求いただくときの注意点！～

【弔慰金】を請求する場合

1．退職会員及び配偶者退職会員の方が、お亡くなりになった場合は、必ずご連絡をお願いします。なお、死亡された方の給付金が登録口座凍結により送金ができない場合は、弔慰金の送金と合わせて請求者に送金いたします。

2．市町村共済組合年金受給者の方で、死亡の報告を市町村共済組合年金担当に連絡をする場合、退職福祉部への連絡も併せてお願いします。

3．請求する遺族の方は、死亡された方との続柄が確認できる抄本、謄本を添付ください。なお、送金口座は正しく記入ください。

【国内外研修旅行助成金】を請求する場合

1．旅行終了日から６０日以内の請求は厳守ください。

2．領収書は請求者のお名前が記載されたものを添付ください。団体でのご旅行の場合で、領収書が代表者(請求者以外)になっている場合は無効となります。請求者のお名前で領収書を準備ください。

3．個人旅行の場合は、県外で３日以上宿泊していたことが確認でき、また１名につき６万円以上の旅行費用（交通費・宿泊費用・3度の食事代・施設入館料等）が確認できる領収書（お土産代は除く）が必要となります。複数の方の参加で領収書が1枚の場合は、一人当たりの額で計算いたします。
※旅行中の領収書は、請求時まで必ず保管ください。

4．カードでのご利用の場合で領収書がない場合は、事前に送付される旅行代金の引き落とし明細書と引き落としをされた通帳ページのコピーを送付いただく場合があります。

※　請求時の添付書類で確認がとれない場合は、それに変わる書類をお願いする場合があります。旅行に関する書類については、助成金の決定が完了するまで保管ください。

※　個人旅行の場合は、連続した4日以上、高知県外に滞在していたことがわかる領収書、レシートを添付いただくことになります。滞在確認の領収書については、お土産代のレシートでも可能ですが、旅行費用からは除きます。

県内の指定宿泊施設

No.	施　設　名	郵便番号	所　在　地	TEL	備　考
1	北川村温泉　ゆずの宿	〒781-6451	安芸郡北川村小島121	0887-30-1526	H30.6.26 リニューアルオープン
2	ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰうまじ　うまじ温泉	〒781-6201	安芸郡馬路村馬路3564-1	0887-44-2026	
3	芸西村の家	〒781-5701	安芸郡芸西村和食甲4525	0887-33-2894	
4	香南市サイクリングターミナル	〒781-5622	香南市夜須町手結山1304	0887-55-3196	
5	羽尾大釜荘	〒781-5614	香南市夜須町羽尾523	0887-54-0345	
6	べふ峡温泉	〒781-4644	香美市物部町別府452-8	0887-58-4181	
7	山荘梶ヶ森	〒789-0255	長岡郡大豊町佐賀山1248-3	0887-74-0360	
8	ゆとりすとパークおおとよ	〒789-0315	長岡郡大豊町中村大王4037-25	0887-72-0700	キャンプ不可(※注)
9	さめうら荘	〒781-3521	土佐郡土佐町田井182	0887-82-1020	
10	自然教育センター白滝	〒781-3704	土佐郡大川村朝谷26	0887-84-2201	
11	桂浜荘	〒781-0262	高知市浦戸城山830-25	088-841-2201	
12	オーベルジュ土佐山	〒781-3222	高知市土佐山東川661	088-850-6911	
13	高知会館	〒780-0870	高知市本町5丁目6-42	088-823-7123	
14	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	〒780-0870	高知市本町5丁目3-20	088-823-3211	
15	山荘　しらさ	〒781-2100	吾川郡いの町寺川175	090-1177-5633	H29.4.1～ H31.3.31まで休館
16	木の香温泉	〒781-2615	吾川郡いの町桑瀬225-16	088-869-2300	
17	土佐和紙工芸村くらうど	〒781-2136	吾川郡いの町鹿敷1226	088-892-1001	
18	木の根ふれあいの森	〒781-2602	吾川郡いの町戸中171	088-850-5658	
19	中津渓谷ゆの森	〒781-1741	吾川郡仁淀川町名野川258-1	0889-36-0680	
20	高原ふれあいの家　天狗荘	〒785-0504	高岡郡津野町芳生野乙4921-22	0889-62-3188	
21	鰹乃國の湯宿　黒潮本陣	〒789-1301	高岡郡中土佐町久礼8009-11	0889-52-3500	
22	四万十源流の里	〒789-1414	高岡郡中土佐町大野見神母野652	0889-57-2126	
23	雲の上のホテル	〒785-0621	高岡郡梼原町太郎川3799-3	0889-65-1100	別館マルシェ･ユス
24	ホテル松葉川温泉	〒786-0097	高岡郡四万十町日野地605-1	0880-23-0611	
25	ウェル花夢	〒786-0307	高岡郡四万十町江師546番	0880-27-1211	キャンプ不可(※注)
26	ホテル星羅四万十	〒787-1603	四万十市西土佐用井1100	0880-52-2225	
27	とまろっと	〒787-0155	四万十市下田3548	0880-33-0101	キャンプ不可(※注)
28	足摺テルメ	〒787-0315	土佐清水市足摺岬1433-3	0880-88-0301	
29	椰子の湯	〒788-0014	宿毛市大島17-27	0880-65-8185	
30	ベルリーフ大月	〒788-0313	幡多郡大月町周防形404	0880-74-0222	

（※注）キャンプ場においては、宿泊棟を利用した場合のみ助成対象となります。

県外の指定宿泊施設

施設名	郵便番号	所在地	TEL
ホテルポールスター札幌	〒060-0004	北海道札幌市中央区北4条西6丁目	011-330-2531（予約専用） 011-241-9111（施設）
ホテルノースシティ	〒064-8645	北海道札幌市中央区南9条西１丁目	011-512-9748
渓流荘	〒061-2303	北海道札幌市南区定山渓温泉西2丁目5	011-598-2721
アップルパレス青森	〒030-0802	青森県青森市本町5丁目1−5	017-723-5610（予約専用） 017-723-5600（施設）
ゆこたんの森	〒020-0585	岩手県岩手郡雫石町長山猫沢3−6	019-693-3600 （受付時間 8:00〜21:30）
パレス松洲（まつしま）	〒981-0215	宮城県宮城郡松島町高城字浜38	022-354-2106
むつみ荘	〒999-2211	山形県南陽市赤湯字森先233−1	0238-43-3035
うしお荘	〒997-1201	山形県鶴岡市湯野浜1−11−23	0235-75-2715
ホテル福島グリーンパレス	〒960-8068	福島県福島市太田町13−53	024-533-1171
大洗鷗松亭	〒311-1301	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8179−5	029-266-1122
那須の森ヴィレッジ	〒325-0303	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375−637	0287-78-1636
アルペンローゼ	〒377-1711	群馬県吾妻郡草津町草津512−2	0279-88-1300
オークラ千葉ホテル	〒260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111
黒潮荘	〒296-0004	千葉県鴨川市貝渚2565	04-7092-2205
ホテル日航立川　東京	〒190-0022	東京都立川市錦町1−12−1	042-521-1111
東京グリーンパレス	〒102-0084	東京都千代田区二番町2	03-5210-4600
アジュール竹芝	〒105-0022	東京都港区海岸1−11−2	03-3437-2011
全国町村会館	〒100-0014	東京都千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471
湯河原温泉ちとせ	〒259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281−1	0465-63-0121
シーサイドいずたが	〒413-0101	静岡県熱海市上多賀12	0557-67-2671 0120-73-1241（ﾌﾘｰﾀﾞｲﾔﾙ）
ホテルやまなみ	〒406-0028	山梨県笛吹市石和町駅前15−1	055-262-5522
瀬波はまなす荘	〒958-0037	新潟県村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291
アクアーレ長岡	〒940-2147	新潟県長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656
グリーンビュー立山	〒930-1405	富山県中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
おびし荘	〒923-0316	石川県小松市井口町ホ55	0761-65-1831
越路	〒910-4121	福井県あわら市東温泉2−201	0776-77-3151
紫雲荘	〒509-2207	岐阜県下呂市湯之島692	0576-25-2101

施　設　名	郵便番号	所　在　地	TEL
シーサイド伊良湖	〒441-3615	愛知県田原市中山町岬1−43	0531-35-1151
サンペルラ志摩	〒517-0204	三重県志摩市磯部町的矢314	0599-57-2130
ホテルピアザびわ湖	〒520-0801	滋賀県大津市におの浜1−1−20	077-527-6333
憩いの里湖西	〒520-1121	滋賀県高島市勝野1533	0740-36-2345 H30.9.30閉館
ホテルセントノーム京都	〒601-8004	京都府京都市南区東九条東山王町19−1	075-682-8777
シティプラザ大阪	〒540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702
ひょうご共済会館	〒650-0004	兵庫県神戸市中央区中山手通4−17−13	078-222-2600
ゆめ春来	〒669-6821	兵庫県美方郡新温泉町湯1569−6	0796-99-2211
渓泉閣	〒682-0122	鳥取県東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828
ホテル白鳥	〒690-0852	島根県松江市千鳥町20	0852-21-6195
サン・ピーチOKAYAMA	〒700-0023	岡山県岡山市北区駅前町2−3−31	086-225-0631
防長苑	〒753-0077	山口県山口市熊野町4−29	083-922-3555
ホテル千秋閣	〒770-0847	徳島県徳島市幸町3−55	088-622-9121 H30.11.1～H31.3.31休館
頂上ヒュッテ雲海荘（剣山雲海荘）	〒778-0201	徳島県三好市東祖谷菅生（剣山頂上）	営業期間内088-622-0633 営業期間外0883-56-0966
ホテルマリンパレスさぬき	〒760-0066	香川県高松市福岡町2−3−4	087-851-6677
えひめ共済会館	〒790-0003	愛媛県松山市三番町5−13−1	089-945-6311 H30.4.1～H30.8.31休館
オーベルジュコスモス	〒879-4911	大分県玖珠郡九重町田野228	0973-79-2221
ひまわり荘	〒880-0867	宮崎県宮崎市瀬頭2−4−5	0985-24-5285
マリンパレスかごしま	〒890-8527	鹿児島県鹿児島市与次郎2−8−8	099-253-8822

平成30年7月1日現在

【施設利用助成金】を請求する場合

1．提出いただく領収書は、請求者の氏名が記載された原本を送付ください。領収書を請求書として取り扱います。
※明細書付きの領収書は切り離さず、そのまま送付ください。

2．対象となる請求者が２名の場合は、それぞれが領収書をおとりください。ご夫婦の場合につきましてもそれぞれが領収書を発行いただくか、請求者の記載された領収書の余白にもうお一人の氏名を記入し、原本を送付ください。

3．手書きの領収書の場合は、請求者氏名、ただし書き欄に泊数、宿泊人数を記載したものをご準備ください。記載のない場合は、１泊として処理をいたします。

4．退職会員および配偶者退職会員が高知県市町村職員共済組合の組合員の被扶養者となっている場合、現職と退職福祉部の両方をご請求いただけますが、現職の給付後のご負担額が2,000円未満の場合は、その額を給付いたします。(100円未満切捨て)

人間ドックを受けられるとき → 短期人間ドック利用助成金

退職会員、配偶者退職会員が当会の指定する受診施設を利用するとき、助成があります。必ず受診前に当会に申込みをしてください。

申込み方法は、当会へご連絡いただきましたら「短期人間ドック利用申込書」を送付しますので、必要事項をご記入の上、当会まで返送してください。

助成額	＊退職会員	15,000円
	＊配偶者退職会員	7,000円

☆　**受診時、窓口でお支払いいただく金額（会員約20,000円、配偶者約28,000円）が助成後の額となります。**受診後の助成はいたしませんのでご注意ください。

☆　オプション検診を受けられるときは別途料金が必要です。

☆　共済組合・市町村等が実施する特定健診と併せて助成を受けることができる場合がありますので、受診施設にお問い合わせください。

☆　協会けんぽに加入されている方につきましては、協会けんぽが実施する生活習慣病予防健診等の補助がありますので、協会けんぽにお問い合わせください。（当会と協会けんぽの健診内容・費用等が異なりますので、確認のうえ、どちらかご選択ください。）

☆　共済組合の被扶養者の資格を取得されている方は、現職の扶養者として受診いただけます。自己負担額も少なく、健診内容も同じ内容となっておりますので、毎年３月の募集時にお申込ください。ただし、高知市職員の被扶養者については、自己負担額につきご確認いただき、ご選択ください。

☆　受診機関より、退職福祉部の会員であるかどうかの連絡をよくいただきますが、申込書の提出がないまま、受診日が近づいている方が多いようです。事前の申込みがない場合は、助成の対象になりませんので、申込書の連絡は、お早めに必ずお願いいたします。

＜指定受診施設＞

指　定　受　診　施　設	住　　所	電話番号
高知検診クリニック	高知市知寄町2丁目4-36	088－883－9711
いずみの病院	高知市薊野北町2丁目10-53	088－826－5511
仁淀病院	吾川郡いの町1369	088－893－1551
土佐市民病院	土佐市高岡町甲1867	088－852－2151
四万十市民病院	四万十市中村東町1丁目1-27	0880－34－2126
中村クリニック	四万十市中村大橋通7丁目1-10	0880－34－5100
高知県総合保健協会 ・中央健診センター ・幡多健診センター	 高知市桟橋通6丁目7-43 宿毛市山奈町芳奈3-9	 088－831－4800 0880－66－2800
高知西病院	高知市神田317-12	088－843－8220
須崎くろしお病院	須崎市緑町4-30	0889－43－2121
JA高知病院JA高知健診センター	南国市明見526-1	088－863－8510

～請求等にかかる注意事項について～

給付請求書の受付日と給付日

＊受付日…毎月15日受付分で締め切りとします。
15日を過ぎたものは翌月受付分となります。

＊給付日…翌月中旬頃給付いたします。請求受付日が15日を過ぎますと翌々月の給付となります。給付がある場合はハガキ等でお知らせします。

★医療費制度等の改正がありますと、給付が遅れる場合がありますので、ご了承ください。

★医療費補助金の請求書を診療月と同月中に提出された場合は、翌月の受付にまわり、翌々月の給付となります。

平成30年度給付予定日

8月15日	12月14日
9月14日	1月16日
10月15日	2月15日
11月15日	3月15日

給付の権利

医療費補助金・弔慰金・施設利用助成金については、その原因である事実が発生してから、満2年を以って消滅しますので、ご注意ください。

ただし、医療費補助金につきましては、診療月からとなりますのでご注意ください。

(医療費の時効例)

★請求書の事務局受付月が平成30年8月中の場合

★遡って請求できる診療月は、平成28年9月診療以降です。

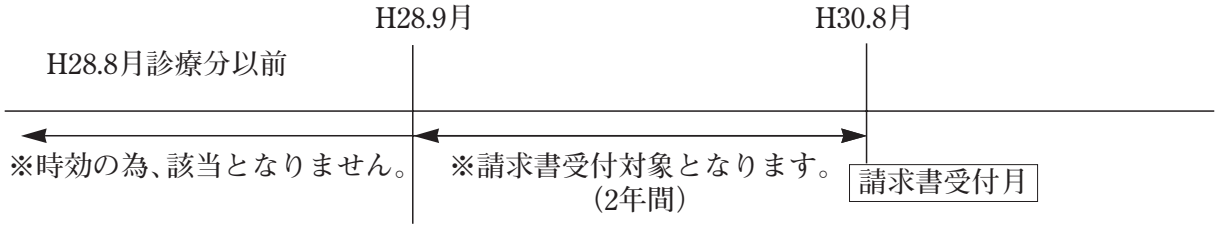

※例えば、平成28年9月診療分を請求する場合は、平成30年8月15日までに提出ください。

給付の中断

退職会員の資格を取得した会員が、その日以降再び市町村等の職員（特別職を含む）、地方公務員等共済組合法等に基づく共済組合または公共企業団体等の職員が加入する共済組合の組合員となられた場合は、退職するまでの間、退職会員および配偶者退職会員とも給付は中断しております。（弔慰金は除く）退職されましたら給付再開の手続きをとりますので当会までご連絡ください。

給付は登録いただいている会員情報（健康保険等の種別・保険記号番号・送金口座・住所等）により行っております。給付を正しく行うためにも、変更があった場合は、必ず当会にご連絡ください。

退職福祉部によくあるご質問!

Q．短期人間ドックの申込書を送付しています。その後、退職福祉部から連絡がありません。ドックの申込みの手順はどうなっているの？

A．短期人間ドックにつきましては、申込書の受付後に希望受診機関に、本会より申込書を送付しています。申込み受付後は、各受診機関が日程調整をして、会員さま宛てに直接ご案内をすることになっています。希望する日がある場合の申込みにつきましては、受診日前に余裕をもってお早めにご連絡ください。

　また、希望される日が決まっておりましたら、事前に受診機関に予約いただき、その後、本会に申込書送付の連絡をいただくことも可能です。予約の際は、退職福祉部の会員であることを受診機関にお伝えください。

Q．県外に3泊4日旅行しました。退職福祉部の指定宿泊施設に2泊しましたが、施設利用助成金と国内外研修旅行助成金の両方を請求できますか？

A．両方ご請求できます。ただし、国内外研修旅行助成金は旅費お一人6万円以上の条件がありますので、2泊分の助成額（1泊2千円×2泊＝4千円）を差し引いた額が6万円以上であることが必要です。施設利用助成金請求用に宿泊施設の領収書の原本をお送りください。

Q．航空券とホテルがセットになったパック旅行ではどうですか？

A．パック旅行では1泊の宿泊代がわかりませんので、4日以上の旅行でしたら国内外研修旅行助成金のみご請求できます。宿泊代がわかる内容でしたら、施設利用助成金も請求できます。

Q．国内外研修旅行の3年度に一回という3年度の基準はどうなっていますか？旅行終了日が、平成26年1月の場合、次の請求はいつになるのでしょうか？

A．年度の取扱いは、旅行をされた年度ではなく、給付を受けた年度を基準にしています。

（例１）平成30年2月15日までに請求をいただいた場合は、平成30年3月中旬に給付を送金していることになります。この場合は、平成29年度の該当となりますので、平成32年度の請求が可能となります。（29年度・30年度・31年度の3年度）

（例２）請求が平成30年2月16日以降3月15日までに請求をいただいた場合は、平成30年4月中旬に給付を送金していることになります。この場合は、平成30年度の該当となりますので、平成33年度から請求が可能となります。（30年度・31年度・32年度の3年度）

　上記のように、同じご旅行でも請求される日によって、次回ご請求いただく年度が1年遅れることになります。年度を挟むご請求の場合は、ご注意いただくとともに、取扱いにつきご了承いただきますようお願いいたします。

退職福祉部によくあるご質問!

Q．国民健康保険加入者で、現在自動給付を受けています。コルセットを作り支払いをしておりますが、給付の振込みがありません。自動給付ではないのでしょうか？

A．医師の指示によるコルセットや弾性ストッキング等の購入につきましては、医療費補助金の対象ですが、自動給付にはなりません。この場合は一度全額負担をされていますので、まず市町村の国保担当に請求いただくことになります。国保から年齢・所得による7割～9割分の負担額還付後、自己負担額が対象となる場合は、請求により給付することになりますので、ご連絡ください。「医療費補助金請求書」をお送りします。
（後期高齢者医療保険制度の方は、まずは市町村の後期高齢担当課へご請求ください）

Q．国民健康保険に変わったら、医療費は自動給付になると聞いたけど、自動給付になっていないのはどうしてですか？

A．保険証変更の連絡をいただいてないと思われます。自動給付になるためには、国民健康保険証の記号番号の登録と情報提供の同意書が必要です。
　この登録については、変更後の保険証の届出が必要となります。各個人の保険証の変更については、個人情報となり退職福祉部では、把握できない内容になっています。保険証の変更についてはご連絡をお願いします。必要書類を送付します。

Q．保険証が協会けんぽから国民健康保険に変更になったが、互助会への届出が数ヶ月遅れてしまいました。この場合、医療費の請求はどうなりますか？

A．自動給付の対象になる診療月は、届出があり登録以降になりますが、自動給付の場合は最短で診療月の3ヵ月後に医療費情報の提供をいただいております。例えば平成30年8月中に変更の登録をした場合は、平成30年6月診療分から自動給付の対象になることになりますので、平成30年5月診療以前の診療分は、請求をしていただくことになります。

Q．市町村共済組合の年金課は、住所等の変更手続きがされているのに、退職福祉部は変更されていません。一緒の事務所内なのに、どうしてですか？

A．共済組合年金課とは、同事務所内ではありますが、共済組合と互助会は異なった団体です。以前は会員の皆様の手続きを簡素化するために、提供いただける情報は、お互いに提供しておりましたが、個人情報の保護に関する法が施行され、勝手に情報を提供することが難しくなっております。変更の場合は、退職福祉部へご連絡ください。変更後の住所によっては、保険証の変更が必要な場合もあります。異動届・変更届を送付します。